

# 海洋気象学会会則

1980(昭和 55). 6. 25 一部改正 1996(平成 8). 6. 4 一部改正  
1983(昭和 58). 6. 28 一部改正 1999(平成 11). 6. 14 一部改正  
1986(昭和 61). 6. 27 一部改正 2000(平成 12). 6. 12 一部改正  
1991(平成 3). 2. 1 一部改正 2003(平成 15). 6. 20 一部改正  
2011(平成 23). 6. 23 一部改正 2012(平成 24). 7. 5 一部改正  
2013(平成 25). 4. 1 一部改正 2014(平成 26). 6. 20 一部改正  
2014(平成 26). 11. 20 一部改正

- 第 1 条 本会は海洋気象学会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は、業務委託先である「あゆみコーポレーション（大阪市西区土佐堀 1-4-8 日栄ビル 703A 号室）」におく。また、必要と認める地に支部を置くことができる。
- 第 3 条 本会は、海洋気象及びこれに関する研究の発展をはかり、かつその知識の普及を行うことを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 研究会の開催。
  2. 機関誌、図書等の発行。
  3. その他本会の目的にかなうと認められる事項。
- 第 5 条 本会の会員は A、B 及び名誉会員とする。名誉会員は、この会に対し特に功労があり、総会の議決をもって推薦された者とする。
- 第 6 条 会員は機関誌の無料配布を受ける。ただし、A 会員は「海と空」、B 会員は「海の気象」とする。
- 第 7 条 会員は各種の会合に出席し、またその論文を機関誌に出すことができる。
- 第 8 条 A・B 会員は下記の会費を前納しなければならない。既納の会費は如何なる事情があっても返却しない。
1. A 会員 年 6,000 円 , B 会員 年 4,500 円
  2. A 会員のうち学生（大学生、大学院生、または学生と認められる者）は、会費の半額を免除する。これを学生会員と称する。学生会員は年度ごとの会費納入の際に、在学証明書又は学生証明書の写しを提出しなければならない。
- 第 9 条 新しく会員になろうとする者は所定の会費をそえて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 第 10 条 本会に次の役員をおく。
- 理事 若干名（内 1 名を理事長とする）

監事 2 名

- 第 11 条 役員は会員の互選によって選出し、その任期を 3 年とする。理事長は理事の互選とする。役員に欠員を生じた場合は、理事長が後任役員を任命することができる。後任役員の任期は、前任者の残り期間とする。
- 第 12 条 理事長は本会を主宰し、理事会の議長となる。
- 第 13 条 理事は理事会において会の運営に必要な事項を決議する。
- 第 14 条 理事会は理事長がこれを召集する。ただし、構成員の 3 分の 1 以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 第 15 条 監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 第 16 条 本会に会長をおくことができる。会長は理事会の総意によって、これを推挙する。会長は重要事項について稟議に応ずる。
- 第 17 条 総会は会員をもって構成し、理事長は年 1 回これを召集する。ただし、会員多数から要求があったとき、又は理事長が必要と認めるときは臨時に総会を召集することができる。
- 第 18 条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
- 事業計画及び予算
  - 会則の変更
  - 事業及び決算報告
  - 解散
  - その他理事会において必要と認められた事項
- 第 19 条 総会及び理事会の議決は出席者の過半数による。ただし会則の変更及び解散は出席者の 3 分の 2 の同意を要する。
- 第 20 条 解散にともなう事業等の整理等については、第 13 条で定める会の運営に必要な事項とし、理事会において決議する。
- 第 21 条 本会の維持は会費、事業に伴う収入、寄付金その他による。
- 第 22 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 付則
1. 本会則は昭和 31 年 10 月 1 日から実施する。
  2. 本会の円滑な運営を図るため、必要な事項を細則で定め細則は理事会で定める。

## 細 則

1983(昭和 58).5.7 一部改正	1998(平成 10).6.16 一部改正
1985(昭和 60).6.24 一部改正	1999(平成 11).6.14 一部改正
1996(平成 8).6.4 一部改正	2008(平成 20).11.10 一部改正
2011(平成 23).6.23 一部改正	2013(平成 25).4.1 一部改正

1. 役員の選出は次の区分に従う。(1985(昭和 60).6.24 改正)

A 会員から選出する理事

イ.北海道・東北地区	3 名
ロ.関東・中部地区	7 名
ハ.近畿・中国・四国地区	11 名
ニ.九州・沖縄地区	2 名

B 会員から選出する理事 8 名(推薦による)  
(1999(平成 11).6.14 改正)

A 会員から選出する監事 1 名  
(1985(昭和 60).6.24 追加)

B 会員から選出する監事 1 名(推薦による)  
(1985(昭和 60).6.24 追加)

2. 役員の選挙はすべて全有権者とする。選挙はあらかじめ常任理事会で定められた選挙管理委員会がこれを運営する。

(1985(昭和 60).6.24 改正)

3. 役員は会員による選挙で、実行委員会の推薦する立候補者と会員 2 名以上の推薦による立候補者の中から選出する。ただし、立候補者が定数内の場合は無投票当選とする。

4. 理事長は本会の編集、庶務、会計、運営検討の会務を分担するため理事の中から常任理事を指名することができる。

(2008(平成 20).11.10 追加)

5. 各種の会合に委任状は有効とする。

6. 会務を円滑に実施するため常任理事の下に次の実行委員会を置く。

編集委員, 庶務広報委員, 運営委員, 地区編集委員, 運営検討委員  
(2008(平成 20).11.10 追加)

7. 会則第 21 条の会計年度は 2 か月以内の出納整理期間を認める。